

1. プログラムの名称 苫小牧市立病院卒後臨床研修プログラム

(プログラム責任者 町 田 正 晴)

(副プログラム責任者 木 原 美奈子)

2. 募集定員 7名

※日本医師臨床研修マッチングプログラムに参加

※選考方法 面接審査 (公募による)

3. プログラムの目標と特徴

当院の臨床研修プログラムは、初期臨床研修を通じて、医師としての心構え、チーム医療における協調性、さらに救急医療を中心としたプライマリケアの基本および臨床知識と技術の修得を目標としています。

当院は、救急部を持たないものの、道内有数の救急症例を受け入れています。

救急外来研修にて、初期・二次・高次の症例を通して実践的なプライマリケアの修得を目指し、研修ローテーション科での基本的指導以外に全科的な指導を受け飛躍的に判断力を高めることが可能です。

今回、臨床研修制度が新たに改定されましたが、精神科、地域医療のみを2年次の研修とし、その他の必修科については1年次で研修を修了させ、2年次に選択科を研修出来る幅を持たせた研修設計になっております。また、当院は周産期医療の地域センター病院であり小児二次救急中核拠点病院であることから必修となった小児科、産婦人科も高度で専門的な研修を行なうことができます。

4. プログラムのローテーションについて

1) 1年次

①内科系24週以上(6か月)、救急部門(麻酔科)8週以上(2か月)、外科8週以上(2か月)、小児科4週以上(1か月)、産婦人科4週以上(1か月)を1年次の必修とする。

2) 2年次

①地域医療4週以上(1ヶ月)、精神科4週以上(1ヶ月)を2年次の必修とする。

②地域医療は、むかわ町国民健康保険穂別診療所、日高町立門別国民健康保険病院、気仙沼市立本吉病院のいずれかで行うこととする。

③精神科は、苫小牧緑ヶ丘病院、植苗病院のいずれかで研修を行なう。

④一般外来は、地域医療研修時に行います。その他、予備的に当院内の内科・小児科にて行うこともできます。

④選択科(10ヶ月)

内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、地域医療、精神科、保健所、協力型研修病院で研修可能な診療科から選択可能。

※協力型研修病院における研修は、原則当院で研修できない診療科とし、期間は2ヶ月を限度とする。

※地域医療、精神科は、それぞれ必修と併せて2ヶ月間を限度とする。

また、保健所研修は1週間(実質5日間)を基本とし、最長2週間とする。

5. 救急研修についての基本方針

麻酔科を必修科（基本科）として、救急に必要な気管内挿管や中心静脈穿刺などに関する当院が別に定める到達目標に従って基本技術習得を行う。

個々の救急疾患（循環器疾患、脳卒中、多発外傷など）の研修は、2年間の救急外来日当直研修（月3回程度実施）において行い、個々の経験症例の記録を義務づける。

個々の症例の指導は、救急外来日当直研修において指導医が行い、救急症例検討会を通じて総合的指導を行う。

また、オリエンテーション終了後に一定期間の救急研修セミナーを行い救急医療の基本的知識の習得を行う。

6. 臨床研修の各科研修以外の必修事項

- 1) 院内BLS研修
- 2) 院外BLS研修・ACLS研修
- 3) 院内研修会（接遇、医療安全）
- 4) 病理解剖、臨床病理検討会（CPC）

8. 指導体制

各診療科の診療科代表を指導責任者とする。

指導責任者は、各診療科のプログラム作成、研修実施、研修修了項目の確認及び評価表の作成を行う。

9. 研修の記録及び評価方法等

- 1) 研修評価については、オンライン研修評価システム（EPOC）で行う。
- 2) 研修管理委員会が到達目標の達成度を確認し研修修了の認定を行う。
- 3) 臨床研修修了者には、研修修了認定書を交付する。

10. 研修医の身分 苫小牧市立病院研修医（常勤）

11. 研修医の処遇

1) 研修手当

①基本手当 1年次 460,000円/月

2年次 510,000円/月

②賞与、時間外手当、休日手当はなし

③その他の手当 通勤手当、宿日直手当（10,200円/回）

※2年次の救急当番日は25,000円/回

※短時間救急外来手当は5,000円/回

※小児短時間救急外来手当は4,000円/回

赴任旅費（例 札幌からで110,680円）

退職手当

- 2) 基本的な勤務時間 8：45～17：15（時間外勤務あり）
- 3) 休暇 ①有給休暇：20日
②その他の休暇：夏季休暇（5日）、年末年始休暇、
忌引休暇
- 4) 当直：約3回/月
- 5) 宿舍：民間アパート借上げ（単身用）※月額3～4万円程度
- 6) 研修医室：なし
- 7) 医局の環境：研修医専用机あり、専用パソコンでインターネット
接続可（光ブロードバンド）
- 8) 社会保険等：全国健康保険協会・厚生年金・雇用保険
：労働者災害補償保険法の適用あり
※通常採用から1年経過後に地方公務員
災害補償法の適用に変更
- 9) 健康管理：健康診断（年2回）
- 10) 医師賠償責任保険：病院負担で加入 ※個人加入は任意
- 11) 外部の研修活動：学会、研究会等への参加可
費用負担あり（予算の範囲内）
- 12) アルバイトの禁止
・研修期間中における研修プログラム以外の診療業務は、医師法第16条
の2に抵触するため、報酬の有無や多寡を問わず禁止とする。